

令和 7 年 8 月 2 7 日

令和 7 年第 4 回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 4 4 号	令和 6 年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第 4 5 号	令和 6 年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第 4 6 号	令和 6 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第 4 7 号	令和 6 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 4 8 号	令和 6 年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	5
議案第 4 9 号	令和 6 年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	6
議案第 5 0 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 5 1 号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 5 2 号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 5 3 号	宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 7
議案第 5 4 号	宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 9
議案第 5 5 号	宮代町土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例について	2 6
議案第 5 6 号	指定管理者の指定について	2 8
議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について	2 9
議案第 5 8 号	財産の取得について	3 0
議案第 5 9 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	3 1
議案第 6 0 号	令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について	3 2

議案番号	件 名 等	頁
議案第 6 1 号	令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	3 3
議案第 6 2 号	令和 7 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	3 4
議案第 6 3 号	令和 7 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	3 5
議案第 6 4 号	令和 7 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 6
議案第 6 5 号	令和 7 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 7

議案第44号

令和6年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和6年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計140億7,327万2,570円、歳出合計131億6,361万2,709円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計33億5,600万8,169円、歳出合計33億2,964万581円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 6 号

令和 6 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 6 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計 3 4 億 4, 5 5 8 万 6, 2 6 2 円、歳出合計 3 2 億 8, 4 8 7 万 4, 4 6 5 円とすることについて、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 7 号

令和 6 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 6 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計 6 億 9, 3 2 6 万 1 9 6 円、歳出合計 6 億 8, 9 4 8 万 8 2 5 円とすることについて、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

令和6年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和6年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和6年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金1億9,709万1,782円のうち、1億1,430万円を資本金に、8,279万1,782円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和6年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億9,970万3,882円（税抜き）、収益的支出7億1,691万2,100円（税抜き）、資本的収入7億2,050万3,632円（税込み）、資本的支出9億9,110万6,040円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

令和6年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和6年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和6年度宮代町下水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金1億9,040万7,363円のうち、1億574万5,660円を資本金に、8,466万1,703円を減債積立金に積み立てるとともに、令和6年度宮代町下水道事業会計決算を収益的収入11億2,904万2,370円（税抜き）、収益的支出10億4,438万667円（税抜き）、資本的収入3億699万700円（税込み）、資本的支出4億4,707万447円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 5 0 号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- （1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項まで

- において同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。
ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宮代町税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度

以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の宮代町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宮代町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- （1）宮代町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- （2）新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 5 1 号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

埼玉県による重度心身障害者医療費助成制度の補助拡大に伴い、町においても支給対象者を拡大するため、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年宮代町条例第10号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- （6）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者

第2条に次の1項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

第4条第1項中「第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
（2）第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日より前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の育児休業等
に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいの
で、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮代町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。)」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改める。

第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の4の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮代町条例第13号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児

期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 5 3 号

宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代町福祉交流センター陽だまりサロンの利用時間を変更するため、宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例（平成１７年宮代町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「午前１０時から午後４時まで」を「午前１０時から午後２時まで」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、土曜日は、午前１０時から午後４時までとする。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 5 4 号

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年宮代町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第１の項中

「 7 町長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」を

「 7 町長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	住登外者宛名番号管理機能（住民登録外者（住民として住民基本台帳に登録されていない者。以下「住登外者」という。）を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番及び管理するための機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第２の１の項中

「 宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「 宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医

療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 2 の項中

「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険料の特別徴収対象被保険者に関する情報及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険料の特別徴収対象被保険者に関する情報及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 3 の項中

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 4 の項中

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規

則で定めるもの

」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 5 及び 6 の項中

「地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を

「地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 7 の項中

「国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 8 及び 9 の項中

「地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を

「地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 10 の項中

「障害者関係情報であって規則で定めるもの」を

「障害者関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改め、同表の 1 1 の項中

「地方税関係情報であって規則で定めるもの」を

「地方税関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改め、同表に次の 1 項を加える。

1 2 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報であって規則で定めるもの
		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	もの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	妊産婦医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	老人（高齢者移行）医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給関係情報であって規則で定めるもの
	障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の項中

「
 地方税関係情報であって規則で定めるもの
 」を

「
 地方税関係情報であって規則で定めるもの
 」

住登外者宛名情報であ
って規則で定めるもの

」に改め、同表に次の 1 項を加える。

3 教育委員 会	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	町長	地方税関係情報であつ て規則で定めるもの
-------------	---	----	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

宮代町土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例について

宮代町土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制開始に伴い、宮代町土砂のたい積の規制に関する条例を廃止したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

宮代町土砂のたい積の規制に関する条例（平成１５年宮代町条例第７号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、廃止前の宮代町土砂のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第５条第１項又は第８条第１項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第５条第１項又は第８条第１項の規定による許可を受けて行われている土砂のたい積に対する旧条例第４条、第７条から第１９条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第１６条第１項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第５条第１項又は第８条第１項の規定に違反して行われた土砂のたい積に対する旧条例第４条、第１６条第２項及び第１７条から第１９条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 5 施行日前にされた旧条例第１６条第２項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第１８条及び第１９条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 施行日前にした行為及び前３項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 56 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
宮代町立図書館	宮代町字百間 1 1 3 9 番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団 体 の 名 称 株式会社 図書館流通センター
団体の所在地 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
団体の代表者 代表取締役 谷一 文子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 8 月 27 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代町立図書館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 57 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 避難所非常用発電機設置工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 宮代町立須賀中学校
宮代町立前原中学校
宮代町総合運動公園
宮代町立コミュニティセンター進修館 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 8 年 3 月 31 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1 億 1,550 万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県幸手市南三丁目 16 番 3 号
中村電設工業株式会社 幸手支店
支店長 本多 寛子 |

令和 7 年 8 月 27 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

避難所非常用発電機設置工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の種類 | 宮代町立小中学校学習用情報端末 |
| 2 数 量 | 2, 781台 |
| 3 取得金額 | 1億6, 045万9, 200円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社
デジタルサービス営業本部 埼玉支社
公共文教営業部
部長 細沼 克弘 |

令和7年8月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

GIGAスクール構想第2期の実現に向け、各小中学校に学習用情報端末を整備するため、上記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 59 号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 仁 部 香 織
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 8 月 27 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに仁部香織氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 0 号

令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

前年度決算に伴う繰越金の確定並びに決算剰余金の積立のほか、普通交付税の額の決定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正、須賀小学校再整備に伴う特別教室及び学童保育所の移転、重度心身障害者医療費支給事業における対象拡大等に伴い、令和 7 年度宮代町一般会計予算に 4 億 7 8 万 3, 0 0 0 円を増額し、総額を 1 4 0 億 6, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 1 号

令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正、国民健康保険事業費納付金の確定及び前年度決算剰余金の精算のほか子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の増額に伴い、令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計予算に 4, 5 2 6 万 5, 0 0 0 円を増額し、総額を 3 3 億 6, 5 9 7 万円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 2 号

令和 7 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和 7 年度宮代町介護保険特別会計予算に 1 億 5, 9 5 7 万 4, 0 0 0 円を増額し、総額を 3 5 億 9, 4 3 0 万 2, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 3 号

令和 7 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正、前年度決算剰余金の精算のほか子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の増額に伴い、令和 7 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に 6 9 6 万 3, 0 0 0 円を増額し、総額を 7 億 2, 5 0 1 万 3, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 4 号

令和 7 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人事異動及び共済組合負担金率の確定等に伴い、令和 7 年度宮代町水道事業会計予算の第 3 条予算について、収益的支出を 2 5 1 万 3, 0 0 0 円増額することについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 5 号

令和 7 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正及び管きょ費の追加に伴い、令和 7 年度宮代町下水道事業会計予算の第 3 条予算について、収益的収入を 3 3 5 万 3, 0 0 0 円増額し、収益的支出を 4 2 5 万 3, 0 0 0 円増額するとともに、令和 6 年度決算に伴い、第 4 条予算について、資本的収入を 6, 9 7 8 万 8, 0 0 0 円減額することについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

